



高齢者などの自立支援を支えるロボット 介護機器の開発・標準化がより一層促進 されます

経済産業省は、本年度から「ロボット介護機器開発・標準化事業」(予算額 11.0 億円)を行い、2021年3月末までに、ロボット介護機器の国内市場規模 を約500億円へ拡大することをめざしています。

当事業を実施する現状として、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となる 2025年に向け、介護ニーズの増大が想定されていますが、少子高齢化の進展に より、その支え手が減少することが見込まれています。これに対応し、ロボット 技術・ICTの活用などを通じ、介護の質、生産性の向上の推進をしていく一方、 介護が必要になった者の尊厳を保持し、その能力に応じ自立した日常生活を営む ことができるよう、要介護状態などの軽減、悪化の防止を目的とした自立支援を 支える介護が求められています。

また、当事業の方向性として、既に開発されてきたロボット介護機器の普及促進 のための効果測定・評価、高齢者の自立した生活維持を支えるロボット介護機器の 開発および安全性などの開発、標準化を実施し、わが国の新しいものづくり産業の 創出に貢献することで、健康長寿社会の実現に寄与することを目的としています。

【当事業の内容】

- 1. 厚生労働省と連携して策定した重点分野について、介護現場のニーズに基 づいた自立支援型ロボット介護機器の開発補助を実施(開発補助事業)
- 2. ロボット介護機器の効果の評価を実施し、併せてわが国のロボット介護機 器開発の成果を、介護現場への普及、さらには今後の海外展開につなげて いくための環境整備などを実施(基準策定・標準化事業/効果測定・評価事業)

当事業は、上記 1、2の内容を開発補助事業、基準策定・標準化事業、効果測定・ 評価事業の3つのサブ事業に分けて実施していきます。

●開発補助事業

平成24年11月に経済産業省と厚生労働省が公表し、平成29年10月に改訂 された「ロボット技術の介護利用における重点分野」のうち、新規重点分野とし て追加された①移動支援(装着移動)、②排泄支援(排泄予測・排泄動作支援)、 ③見守り・コミュニケーション (コミュニケーション)、④介護業務支援(業務 支援)の4分野5項目のいずれかの機器を開発する企業(中小企業、大企業お よび技術研究組合)または、企業を代表機関とするチームを対象とします。

●基準策定・標準化事業

国の施設等機関や地方公共団体の附属試験研究機関、研究を主な事業目的と する法人などを代表機関とした共同体を実施主体とし、開発補助事業と同様に4 分野・5項目の機器の成果を介護現場に普及させ、さらに海外展開へつなげてい くため、安全評価基準・効果性能基準などの各種基準策定と海外事業展開支援、 標準化の促進を主な目標とします。

●効果測定・評価事業

介護現場での介護機器の評価試験に知見を有する学術・医療機関などを研究代 表者とし、効果測定を実施する介護施設などや、業務管理支援を行うシンクタン ク等業務管理支援機関を含む共同体を実施主体とし、重点分野である①移乗介 護(装着、非装着)、②移動支援(屋外)、③排泄支援、④入浴支援の4分野5 項目の機器について、科学的および統計的に妥当なデザインによる効果評価の実 施や、機器の改良・改善に資するエビデンス、機器を活用した介護による高齢者 などの目立支援、介護従事者の負担軽減、介護現場の業務効率化などを示すエビ デンスを創出することを目標とします。

具体的な事業実施の流れは、経済産業省が国立研究開発法人 日本医療研究開 発機構(以下、「AMED」という。) に当事業を移管し、AMED が本年の6月頃 までに応募した企業・研究機関などへの書面審査、ヒアリング調査などを通して、 開発補助事業に採択された企業・研究機関などについては補助金交付の決定、基 準策定・標準化事業および効果測定・評価事業に採択された企業・研究機関など については、研究開発の委託契約を行うというものです。



経済産業省 製造産業局 ロボット政策室「H30年度ロボット介護機器開発・標準化事業に向けて(PDF)」 (平成30年1月) より抜粋

現在、補助や委託を受けた企業・研究機関などは、研究開発を進めている状 況ですが、経済産業省や AMED が事業実施期間(毎年度末)に行う中間評価や、 研究開発終了後5年間のフォローアップ調査などを通して、今後、当事業で得 られた成果を、高齢者などの日常生活支援の場や介護現場などへ普及し、さらに はロボット介護機器の市場を海外へ展開するための環境整備につなげていくこと が求められます。

【本トピックスの参考】

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 ホームページ 「ロボット介護機器開発・標準化事業」 (https://www.amed.go.jp/program/list/02/01/009.html)

SDGs(持続可能な開発目標)の視点で 障害者や高齢者などの生活を支える共生 社会づくりがすすめられています!

SDGs (持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択され た 2030 年までの国際目標であり、「誰一人として取り残さない」持続可能で多 様性と包摂性のある社会の実現を誓っています。

SDGs は、持続可能な社会を実現するため 17 の目標・169 のターゲットから 構成され、目標 10 は、「人や国の不平等をなくそう」とされています。

さらにその達成のため、ターゲット 10.2 には、「2030 年までに、年齢、性別、障害、 人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべ ての人々のエンパワーメント、および社会的、経済的、および政治的な包含を促 進する」ことが挙げられています。

本会では、ターゲット 10.2 の達成に向け、特に障害者や高齢者を取り巻く社会 的な障壁などの解消ならびに共生社会づくりの推進に資するよう、H.C.R. の開催 などの事業に取り組んでまいります。



外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ (PDF)」より抜粋